

議案第 23 号

四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例について

四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月7日 提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町後期高齢者医療条例の一部を改正する条例

四万十町後期高齢者医療条例（平成20年四万十町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」を「第55条第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」に、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」を「法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第4号中「法第55条第2項第2号」を「法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」に、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により町に住所を有するとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。